

夜間中学憲章

ここ北九州市には、あの忌まわしかった戦争や、経済・身体・差別などの事情で、義務教育を終えられなかった人々が大勢います。その人たちが、文字を知らなかったために受けた差別とたたかいながら、「学びたい」「字を覚えたい」と思って、穴生公民館・穴生中学校〈青春学校〉と、城野公民館・城南中学校〈よみかき教室・城野〉で学習を続けてきました。

私たち北九州市民は、「学べなかった人」たちの「学習権」「教育権」を保障するとともに、学習意欲を見い出せないでいる人たちの、新たな学びの場をつくります。

私たち北九州市民は、北九州市の地から教育の原点を問いかけながら、理想的な「学びの場」「教育の場」を広めたいと願い、この憲章をつくります。

1. 「青春学校」「よみかき教室・城野」の教育方針の下に、より充実した教育環境をつくり出します。夜間中学では、生徒が「生きる力」を高めるための学習をします。そのために、学習内容は生徒の生き方や思いを大切にしながら、工夫していきます。
2. 運営は、「自主・自由・創造」の方針の下で「運営委員会」によって行います。
3. 入学資格は、15歳以上の義務教育未修了者とし、「学びたい」という意欲のある人は、国籍・年齢を問わず、いつでも、誰でも入学できます。
4. 3年間で卒業できます。ただし、本人の希望によって9年間は延長できます。
5. 費用はすべて公費負担とします。ただし、特別の場合は「運営委員会」にはかり実施します。

私たち北九州市民は、夜間中学の生徒の多くが、戦争・貧困・障害・差別の中から生まれてきたことを深く反省し自覚しながら、平和で充実した義務教育が全うされ、夜間中学が必要でなくなる日が一日も早く来ることを願っています。

(2003年4月26日・北九州市に夜間中学をつくる会総会にて承認)